## 議事要旨(3)資産除去債務専門委員会における検討状況について

冒頭、逆瀬副委員長(専門委員長)より、専門委員会での議論は終了しており、次回の 委員会で会計基準と適用指針の公表議決を予定しているとの報告がなされた。

引き続き、荻原主任研究員より、具体的な会計基準案及び適用指針案における前回からの修正点について次のように説明がなされた。

- ・本会計基準等の適用開始を減損の兆候として扱う必要がない旨の説明を、結論の背景 の適用時期等の箇所に移した。
- ・資産除去債務の履行に関連して法的に制限された資産に関する情報を注記項目から除 いた理由等の記載を結論の背景に追加した。
- ・適用初年度の期首残高の調整方法としてキャッチアップ・アプローチを採用した理由 についての説明を補強した。
- ・四半期財務諸表における注記に関する説明は、四半期会計基準の一般的な適用にすぎ ないことから、適用指針の本文から結論の背景に移動した。

委員等からは、資産除去債務の対象範囲や合理的な見積りの可否の判断をどのようにするのか等がまだ不明確であるため、各企業の取扱いが整合的になるように、海外の事例等を踏まえ、基準や適用指針に定められた事項に加えて追加的な情報提供を求める要望があり、これに対して事務局からは、これらは重要な視点と認識している旨が回答された。

また、基準適用初年度の期首における既存資産の帳簿価額に含まれる除去費用の算定方法について質問があり、事務局からは、資産除去債務の発生時点が特定できれば除去費用は自動的に計算できる旨が説明された。

以上